

第 15 回士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 26 日

士別市農業委員会

第 15 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 26 日（金曜日）
午後 12 時 15 分開会
午後 12 時 45 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（24 名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 2 番 | 湯 浅 悦 子 君 | 3 番 | 山 下 篤 君 |
| 5 番 | 古 川 昇 君 | 6 番 | 新 田 康 仁 君 |
| 7 番 | 森 野 良 次 君 | 8 番 | 鈴 木 淳 一 君 |
| 9 番 | 寺 崎 徳 仁 君 | 10 番 | 中 澤 弘 幸 君 |
| 11 番 | 工 藤 修 一 君 | 12 番 | 岡 崎 京 子 君 |
| 13 番 | 本 間 一 明 君 | 14 番 | 柳 眞由美 君 |
| 15 番 | 梅 津 宣 保 君 | 16 番 | 遠 藤 英 俊 君 |
| 17 番 | 沼 舘 初 男 君 | 18 番 | 鈴 木 茂 樹 君 |
| 19 番 | 佐久間 弘 美 君 | 20 番 | 渡 辺 亨 君 |
| 21 番 | 村 上 幸 博 君 | 22 番 | 栗 本 勝 君 |
| 24 番 | 鈴 木 庄一郎 君 | 25 番 | 小野寺 悦 子 君 |
| 26 番 | 木 下 一 彦 君 | 27 番 | 保 科 隆 志 君 |

出席説明員（4 名）

- | | |
|-------|-----------|
| 事務局長 | 林 秀 忠 君 |
| 主 査 | 小 林 泉 君 |
| 主 事 | 古 閑 俊 祐 君 |
| 事 務 員 | 佐々木 濤 君 |

4. 会議の概要

(午後 12時15分 開会)

●議長（保科隆志君）

第15回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は24名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、2番 湯浅悦子委員、3番 山下篤委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「中山委員」「松井委員」「上野委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外4件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●● 外1件の新規認定、4件の変更認定、1件の認定取消がありました。なお、累計は、先月比 1件増の 446件 となっております。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありませんでしたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、申請者、●●●●、所在、東1条北9丁目、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積507㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者 ●●●●、所在、中土別町、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、現況、山林、面積あわせて66,189㎡、証明の必要理由、所有権移転登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

現地確認につきましては、番号1番は8月9日に、番号2番は8月18日に、いずれも各担当地区農業委員3名または4名により実施しています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町46線東、地番、●●●●外1筆、地目、田・畑、面積339㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町 2 線東、地番、●●●●、地目、畑、面積 1,382 m²、契約の内容は売買であり、買い受けて経営の合理化を図るものがあります。

以上の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 7、議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、畑、面積 511 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(26 線南)、地番、●●●●、地目、田、面積 2,724 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 3 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25 線南)、地番、●●●●、地目、田、面積 2,932 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 4 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17 線南)、地番、●●●●、地目、田、面積 791 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 5 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(12 線西)、地番、●●●●、地目、田、面積 204 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 6 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(23 線北)、地番、●●●●、

地目、田、面積 429 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 7 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(22 線南)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 1,098 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 8 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(10・11 線西)、地番、●●●●外 19 筆、地目、田・畑、面積 134,119 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 9 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 20,243 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 10 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 6 筆、地目、畑、面積 107,808 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、10 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、2 番について渡辺委員、8 番について木下委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 15 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 12 時 45 分 閉会）